

交通ルール、マナーは守られていますか？

自転車は車両の仲間です！車両の運転者として交通ルールをしっかりと守りましょう！



- 車道の左側を走行しましょう



- 歩道は歩行者優先です。歩道の車道側を徐行しましょう



- 交差点での一時停止と安全確認をしましょう



- 夜間はライトを点灯しましょう



- 走行中の傘や携帯電話、イヤホン等の使用は禁止です

自転車保険等に加入していますか？

自転車による交通事故で相手方を死傷させてしまい、高額な賠償請求を命じられる事例が発生しています。そのような万が一の事故への備えとして、**令和2年7月1日より自転車保険等への加入が義務付けられます。**自転車保険等に加入しているか確認し、加入していない方は必ず加入してください。

事故による損害を補償する自転車保険等の種類一覧

■日常生活での賠償責任保険等

自転車保険の種類		保険の概要
個人賠償責任保険	自転車向け保険	自転車事故に備えた保険
	自動車保険の特約	自動車保険の特約で付帯した保険
	火災保険の特約	火災保険の特約で付帯した保険
	傷害保険の特約	傷害保険の特約で付帯した保険
団体保険	会社等の団体保険	団体の構成員向けの保険
	PTAの保険	PTAや学校が窓口となる保険
共 濟		全労済、県民共済など
TSマーク付帯保険		自転車安全整備店で点検・整備を受けた自転車の車両に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険		クレジットカードに付帯した保険

■業務中の賠償責任保険等（事業者向け）

自転車保険の種類		保険の概要
施設所有者賠償責任保険		業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険		自転車の車両に付帯した保険

〈お問い合わせ〉山形県消費生活・地域安全課 TEL023-630-2682

詳しくは、山形県ホームページをご覧ください

山形県 自転車条例

検索